

公益財団法人ふくい産業支援センター 役員等の報酬および費用弁償規程

平成 23 年 4 月 1 日制定
平成 27 年 4 月 1 日改正
平成 27 年 6 月 17 日改正
平成 28 年 3 月 28 日改正
平成 29 年 1 月 13 日改正
平成 29 年 12 月 25 日改正
平成 30 年 12 月 25 日改正
令和元年 8 月 1 日改正
令和 7 年 4 月 1 日改正

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人ふくい産業支援センター（以下「支援センター」という。）定款第 20 条第 3 項、第 38 条第 3 項の規定に基づき、役員および評議員の報酬および費用弁償の支給について必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第 16 条に基づき置かれる者をいう。

(報酬・手当・賞与)

第 3 条 常勤の理事には、報酬、管理職手当、通勤手当及び役員賞与を支給する。

- 2 前項にかかわらず、福井県から派遣された常勤の理事については、福井県と締結した職員の派遣に関する協定に基づく手当を支給する。
- 3 評議員、非常勤の理事及び監事は無報酬とする。

(報酬・手当・賞与の額及び支給方法)

第 4 条 常勤役員の報酬及び管理職手当の月額は別表第 1 の範囲内で理事長が理事会の承認を得て、支給するものとする。

- 2 常勤役員の通勤手当の額は支援センター職員の例により算定した額とする。
- 3 常勤役員に対する役員賞与は、別表第 2 の範囲内で理事長が理事会の承認を得て、支給するものとする。
- 4 報酬、手当及び賞与の支給方法については、支援センター職員の例による。

(常勤役員の旅費)

第 5 条 常勤役員が職務のため旅行したときは、支援センター職員の例により旅費を支給する。

(非常勤役員および評議員の費用弁償)

第 6 条 非常勤役員および評議員には、次の各号に定める費用を弁償する。

- (1) 非常勤役員および評議員が理事長の招集に応じて理事会または評議員会に出席したときは、理事長が別に定める費用。ただし、福井県職員の身分を有する者には支給しない。
- (2) 非常勤役員および評議員が、職務のため旅行したときは、支援センター職員の例により旅費を支給する。

(公表)

第 7 条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人ふくい産業支援センターの設立の登記の日(平成23年4月1日)から施行する。
- 2 財団法人ふくい産業支援センター役員等の報酬および費用弁償規程を廃止する。

別表第1 常勤役員の報酬及び管理職手当(月額)

| | 報酬月額 | 管理職手当 |
|------|------------|------------|
| 理事長 | 500,000円以内 | 100,000円以内 |
| 専務理事 | 300,000円以内 | 60,000円以内 |
| 常務理事 | 280,000円以内 | 42,000円以内 |

別表第2 常勤役員の賞与

賞与年額 報酬月額×3.75以内

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年12月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年12月25日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。